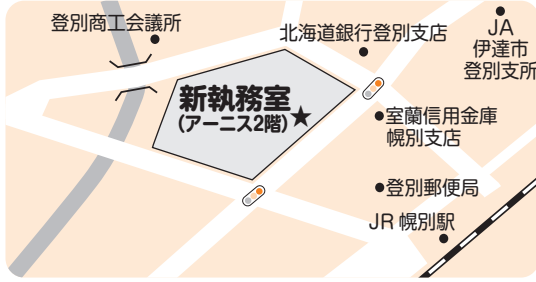


# 市役所の執務室を一部移転します

## ～観光経済部と農業委員会の新執務室～



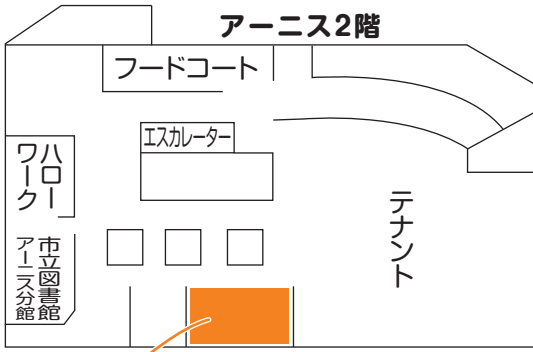
観光経済部（商工労政グループ、農林水産グループ、観光振興グループ）、農業委員会の執務室が、登別ショッピングセンターアーニス2階に移転します。また、高齢・介護グループの執務室が、市役所本庁舎3階に移転します。

観光経済部と農業委員会は3月22日（火）から、高齢・介護グループは3月28日（月）から新しい執務室で事務を行います。連絡先は下の表のとおりです。

### ○移転後の電話番号など

グループ名など	番号
高齢・介護グループ	☎ 855720
商工労政グループ	☎ 852171
農林水産グループ	☎ 852321
観光振興グループ	☎ 835301
農業委員会	☎ 859190
観光経済部のファクス	FAX 835302

※観光振興グループの電話番号と観光経済部のファクス番号のみが変更で、そのほかは従来と同じ番号です。



観光経済部、農業委員会の新執務室

「申し込み」「問い合わせ」中の「G」は「グループ」の略です

## こんなときには国民年金の手続きが必要です

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての方は、国民年金に加入することになっています。

国民年金の加入種別は、ご本人や配偶者の就職・転職・結婚などで変わることがあり、その場合は手続きが必要です。

手続きをしなかった場合、基礎年金（老齢・障害・遺族）を受け取れなくなることもあるため、必ず手続きをしましょう。

▶問い合わせ 年金・長寿医療グループ  
(☎ 852137)

### 加入の種別

- ・第1号被保険者…自営業者や学生など
- ・第2号被保険者…厚生年金に加入している会社員や公務員の方
- ・第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている配偶者（収入が一定額を超えない人）

こんなとき	被保険者の種別	手続き先
学生やフリーターなど、厚生年金に加入していない方が20歳になったとき	未加入⇒第1号	年金・長寿医療グループ、各支所
第2号被保険者に扶養されている配偶者が20歳になったとき	未加入⇒第3号	配偶者の勤務先
配偶者が就職して第2号被保険者になり、その第2号被保険者に扶養されるようになったとき	第1号⇒第3号	配偶者の勤務先
第2号被保険者が60歳になる前に、会社などを退職したとき	第2号⇒第1号	年金・長寿医療グループ、各支所
第2号被保険者である方が会社などを退職し、第2号被保険者である配偶者に扶養されるようになったとき	第2号⇒第3号	配偶者の勤務先
第2号被保険者（配偶者）に扶養されていた方で、その配偶者が退職したとき	第3号⇒第1号	年金・長寿医療グループ、各支所
年金受給資格がある第2号被保険者（配偶者）が65歳になり、その方に扶養されている配偶者が60歳未満のとき		
パート収入が130万を超えたときなど、配偶者の扶養から外れるようになったとき		